

法律第二十八号（平一七・四・一三）

国会職員法の一部を改正する法律

国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 停職

第三十条の次に次の一条を加える。

第三十条の二 停職の期間は、一日以上一年以下とする。

停職者は、国会職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。停職者は、停職の期間中給与を受けることができない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正）

2 国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「休職」の下に「若しくは停職」を加える。

（総務・内閣総理大臣署名）